

令和2年第1回定例会議事日程（第2号）

令和2年3月6日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第4号 吉富町収入印紙等購買基金条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 吉富町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第9 議案第11号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第12号 令和元年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第13号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第14号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第15号 令和2年度吉富町一般会計予算について
- 日程第14 議案第16号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第17号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第18号 令和2年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第17 議案第19号 令和2年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第20号 令和2年度吉富町下水道事業会計予算について

令和2年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和2年3月6日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月6日 10時00分
 応 招 議 員 1番 角畑 正数 6番 太田 文則
 2番 向野 倍吉 7番 梅津 義信
 3番 中家 章智 8番 岸本加代子
 4番 矢岡 匡 9番 横川 清一
 5番 山本 定生 10番 是石 利彦
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	永野 公敏
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美	税 務 課 主 幹	泉 智恵美
企画財政課主幹	別府 真二	あいあいセンター所長	工藤多津子
保 育 園 長	岩井 保子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	竹内 一代

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） おはようございます。

きょうは執行部も皆さん、マスクをしております。我々も全員マスクで審議を行いたいと思います。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に中家議員、向野議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第4号 吉富町収入印紙等購買基金条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第4号吉富町収入印紙等購買基金条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。説明。

○住民課長（永野 公敏君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第4号吉富町収入印紙等購買基金条例の制定についてであります。

4月1日より、福岡県からの権限移譲を受け、一般旅券発給事務の窓口を開設することとなりました。旅券を申請し、交付の際には、収入印紙及び福岡県領収証紙による手数料の納付が必要となっていきます。そのため、住民の利便性のため、また、印紙などの購入及び売りさばきに関する事務を円滑かつ効果的に行うため、基金を設置し、基金の額の範囲内で印紙などの購入、売りさばきを行えるよう、この条例を制定するものであります。

議案書の2ページをお願いいたします。

吉富町収入印紙等購買基金条例第1条設置であります。一般旅券発給事務に係る収入印紙（以下「印紙」と言う）及び福岡県領収証紙（以下「証紙」と言う）の購入及び売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、吉富町収入印紙等購買基金（以下「基金」と言う）を設置する。第1条は基金の設置の目的について記載をいたしております。

第2条、基金の額。基金の額は50万円とする。第2条で、基金の額を50万円とするものであります。

第3条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第3条は、基金については、最も確実かつ有利な方法により保管し

なければならぬとしております。

第4条、印紙等の購入計画。町長は、印紙及び証紙の売りさばき状況を勘案し、適正な印紙及び証紙の購入計画を立てなければならぬ。第4条は、印紙などの購入に際しては、売りさばき状況により、適正かつ計画的に購入しなければならぬとしております。

第5条、運用益金の処理。基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。第5条は、利息その他の運用益金は一般会計歳入歳出予算へ計上することとしております。

第6条、委任です。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は挙手をし、「議長」の発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 基金の額が50万円となっています。そして、4条では購入計画を立てなければならぬとなっています。この購入計画のもとに基金の額があるのかなと思うんですけども、この基金の額の50万円の根拠はどういうものなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 基金の額の設定についてであります。平成30年のパスポートの申請状況が、吉富町におきましては159件というふうになっております。この印紙につきましては、1年間分をそのときに買うのではなく、必要に応じた、50万円の範囲内で買うとしております。したがって、その150件が元となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号吉富町収入印紙等購買基金条例の制定については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3. 議案第5号 吉富町表彰条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第5号吉富町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書4ページ、資料ナンバー1、新旧対照の1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

吉富町表彰条例の一部を改正する条例。

吉富町表彰条例。昭和38年条例第81号の一部を次のように改正する。

第3条中、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

本町職員で25年勤続した者を、この表彰条例に基づき、各種委員会委員や住民の方で、功労や善行のあった方と同時に表彰をいたしております。しかし、住民の功労者、善行者とは性質が違うという御指摘を表彰委員会の中でいただいておりますので、町職員については、永年勤続表彰などの別の規定を制定し、それに基づいて表彰したいと思いますので、本条例から削除するものでございます。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明は終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 内容をよくわかったんですけど、職員の表彰については別の規定を設けると言われましたけど、それは条例化する必要とか、何かする必要はないんでしょうか。つまり、こっちから外してどこかに入れないと、何か浮いてしまうんじゃないかなと思ったんですけど、その点どうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 規則によって制定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。マスクを着けられないので、大変苦しいので、質問したくないんですけど。

町の職員を今まで功労という形でやってた。これはもう大変、町のために頑張ってくれた職員に対しては、本当に、言葉としてはそれでもいいのかなとは思いますが、ただやはり、先ほど説明が、表彰委員会から御指摘があったと言われたように、これはちょっと性質が違うもののかなと。一般的には勤続表彰とか永年表彰とかね、そういう形なんかかなと思うんで、近隣自治体の場合はどうなっているか、調査されましたでしょうか。そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 答えられますか。近隣自治体の調査をされましたか。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 近隣についても、やはり条例の中でしているものもあれば、それ以外のところでしているものがあるということを調査しております。

この職員を条例から外すというものは、先ほども申し上げましたが、表彰委員会の中で、皆さんがもう、そういうふうにすべきだということで、皆さんの総意の中でこういった意見がありましたので、それに基づいてしているところでございます。その際、皆さんから拍手を、全員から拍手をいただいて、これでいこうということで決定をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号吉富町表彰条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

. . .

日程第 4. 議案第 6 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第 4、議案第 6 号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

議案書は 6 ページ、新旧対照 2 ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員のサービスの宣誓に関する条例。昭和 26 年条例第 1 号の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

第 2 項、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。

本年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入されますが、地方公務員法に基づき、会計年度任用職員についても、正規職員と同様に、条例に基づいてサービスの宣誓を行う必要がございます。宣誓の内容は、町例規集にも掲載しておりますが、「公務員として法律を遵守し、誠実かつ公正に職務を行います」という内容でございます。

新規採用の正規職員は、町長の面前で直接、サービスの宣誓を行った後に、辞令書を交付し、職務についておりますが、会計年度任用職員については、人数も 40 人以上に及び、職種も多岐にわたるため、別の方法により宣誓を行わせることが合理的であると考えられますので、本第 2 項を加えるものでございます。

なお、宣誓の方法は、所属長の面前で宣誓し、署名をするということを想定いたしております。

附則、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第 6 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第7号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします前に、新旧対照表に2カ所誤りがございましたので、申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

新旧対照表8ページでございます。8ページの左側の別表第1中に、種別の中で、陸路運賃を下線を引いた部分がございますが、これは陸路運賃ではなく、車賃の誤りであります。訂正をお願いします。

2点目は、同じく8ページの右側の別表、種別のその下、議員、町長、副町長、教育長及びというふうにあります。この「及び」は不要でございます。大変申しわけございませんでした。以後、ないように気をつけたいと思います。失礼いたしました。

それでは、御説明をいたします。

議案書は8ページ、新旧対照表は3ページでございます。あわせてごらんいただきたいと思います。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年4月から、福岡県庁の市長村支援課に実務研修生として本町の職員を派遣することとなりましたので、赴任に伴う旅費等の支給に関する規定を追加し、また、九州新幹線の整備に伴い、新幹線の利用要件について改定を行うものでございます。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

職員等の旅費に関する条例。昭和38年条例第83号の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。これは本条例の定義規定を改めるものでございます。

第3条第1項中、見出しの次に「、」または「赴任し」を加え、次、同条第2項中、「遺家族」を「遺族」に改め、同条に次の1項を加えるという改正です。

旅費の支給対象に、赴任した際の旅費を加え、遺族と字句を改め、第3項として、新たに出張命令が取り消された場合等において、既に支出した金額があるときに、その損失した金額を支給することができる規定を新たに加えるものでございます。

新旧対照表は4ページに移っております。

第4条第3項中、取消すをとり、ふりがなを振って「取り消す」に改める。これはもう字句の改正でございます。

次、第6条の見出し中、旅費を「普通旅費」に改め、同条中、旅費を「普通旅費」に、別表を「別表1」に改める。出張した場合の旅費を普通旅費とし、赴任に伴う旅費と日額旅費を特殊旅費と定義するものでございます。また、別表2が追加されるため、別表を別表1とするものでございます。

新旧対照表は5ページに移ります。

第7条を第12条とし、第6条の2の次に次の5条を加える。

第7条は特殊旅費の種類とその内容を定めるものでございます。

議案書の8ページに移ります。

第8条は移転料の額とその内容を規定するものでございます。移転料とは、家財道具の移転費用等を賄うため支給されるものでございます。

第1項の規定は、移転料の額を赴任の際、同行する扶養親族の有無により、第1号から第3号まで、それぞれの額を定めるものでございます。

新旧対照表は6ページに移ります。

第2項の規定は、扶養親族が職員の赴任よりおくれて移転する場合において、職員が赴任したときから移転料の額が改定されているときは、改定後の額を基礎として計算し、支給をすると定めるものでございます。

第3項の規定は、扶養親族が職員の赴任よりおくれて移転する場合には、1年以内に限り移転料を支給するという規定の例外として、天災等やむを得ない理由がある場合には、その1年を延長することができるものと定めるものでございます。

第9条は着後手当の額を定めるものでございます。

着後手当は、新居住地に到着してからの諸雑費に充てるために支給される旅費でございます。

第1項の規定は、手当の額を普通旅費の宿泊料5夜分に相当する額で、規則で定めるものと規

定するものでございます。規則で定める額は、福岡市の場合は、福岡県の例にならい、3夜分を支給する想定をいたしております。

第2項の規定は、新在勤地に到着後、直ちに、自宅など宿泊代のかからない場所に入った場合には、諸雑費である着後手当は支給しないと定めるものでございます。

第10条は、扶養親族移転料の額を定めるものでございます。

扶養親族移転料は、赴任する職員とともに、または1年以内に新居住地に移転する場合に、交通費として支給される旅費でございます。

第1項の規定は、移転料の額を定めております。

議案書は10ページに移りまして、新旧対照表は7ページでございます。

第2項の規定は、赴任を命じられた日において、対峙であるこの取り扱いについて定めるものでございます。扶養親族とみなすと定めるものでございます。

第11条は、日額旅費の種類及びその額を定めるものでございます。

第1項の規定は、日額旅費は長期間の研修、講習、訓練などのたぐいで、規則で定めるものと規定するものです。規則で定めるものは、現行の規則にある福岡県市町村研修所が行う研修、その他の研修で、期間が6日以上のものであるというふうにするものでございます。

新旧対照表は、8ページに移ります。

第2項の規定は、日額旅費の額及び支給方法は規則で定めるという規定であります。現行の規則を適用することを想定いたしております。

第6条の2を削る。改正前の条例の日額旅費に関する規定を削除するものでございます。

本則に次の1条を加える。

第13条の規定は、規則への委任規定を新たに定めるものでございます。

別表、種別の項中、陸路運賃を車賃に改め、これは字句の改正です。

同表、議員、町長、副町長、教育長の項の項中、教育長の次に、「及びこれに随行する職員」を加え、これは議員または特別職職員に随行する一般職の職員の日当及び宿泊料を議員及び特別職職員と同額にするというものでございます。

同表備考3を次のように改める。

これは、新幹線の利用については、改正前は広島以遠からでございましたが、九州新幹線の整備に伴い、片道150キロメートル以上の出張について支給すると改正するものでございます。片道150キロメートル以上は、九州内では久留米市以遠、本州では山口県防府市以遠の出張になります。

なお書きの特別車両料金については、現行のとおりでございます。

議案書は11ページ、新旧対照表は9ページでございます。

別表備考5中、陸路運賃を車賃に改め、同表を別表1とし、同表の次に次の1表を加える。

第8条に規定する移転料の額をQ在勤地からC新在勤地までの距離に応じて定めるものとさせていただきます。

附則。施行期日第1項、この条例は令和2年4月1日から施行する。

吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第2項吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

令和元年条例第18号の一部を次のように改正する。第14条第2項中、第2条第1項を第2条第1号に改める。この条例改正に伴いまして、この条例を引用する第2条に条項ずれが生じたので、改正するものとさせていただきます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ウイルスの関係ありますんで、きょうは手短にしますが、できる限り委員会で質問をしますから、きょうは、必要な分1個だけさしてください。

この移転料というのは、いわゆる引っ越し代というふうに判断したらいいのか、それとも、引っ越し代とはまた別個に出て、手当という形で考えたらいいのか、ちょっと、そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 第8条の移転料につきましては、家財道具等の移転費用を賄うために支給されるものとさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 新旧対照表の9ページなんですけども、8から9に、旅費の調整というところの別表に関するところで、今までは特急グリーン券となっているんですけども、今回、特別車両料金というふうに変わっているんですけど、これ何か意味あるんですか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今は特急グリーン券ではなくて特別車両料金というふうに言われているようでございますので、改正をさせていただきました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これね、だから、家財道具を持っていく分はわかった。じゃあ、引っ越し代が別に出るんですか。どうなんです。これ自体が、もういわゆる引っ越し代と解釈

していいんですかねという話なんです。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

赴任に伴う旅費につきましては、第7条で、移転料、着後手当、扶養親族移転料というふうに定めております。移転料につきましては、先ほど申し上げましたように、家財道具の運搬に伴うものです。着後手当につきましては、新任地に到着した後の雑費のために支給するものであります。扶養親族移転料につきましては、扶養親族が移転する際の旅費という形で支給をいたしております。本人につきましては、普通旅費の中で払うというふうになっております。このように分類をされているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第6．議案第8号 吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第8号吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。あわせて、資料ナンバー1の新旧対照表の10ページをごらんください。

吉富町老人福祉センターの設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、当該施設の設置目的が老人福祉法に基づくものとなっており、老人の教養、健康等の増進を図ることを目的としていることから、4月からの機構改革を機に、老人福祉センターの管理を、教育委員会から高齢者福祉を担当します福祉保健課へ変更するための条例の一部を改正するものでございます。

では、内容の説明を行います。議案書13ページで、吉富町老人福祉センター条例の一部を改正する条例。

吉富町老人福祉センター設置条例。

昭和54年条例第16号の一部を次のように改正する。

第3条中、教育委員会を福祉保健課に改めるとするものでございます。

附則としましては、この条例は令和2年4月1日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。本案に対し御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第8号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7. 議案第9号 吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第9号吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 議案書15ページをお願いいたします。

吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正の趣旨といたしましては、民法の一部を改正する法律、平成29年法律第44号が令和2年4月1日から施行され、債権関連の規定が見直されることから、条例において、連帯保証人等の規定に関する整備を行うものでございます。また、公営住宅管理標準条例をもとに、公営住宅を取り巻く近年の状況を踏まえた制度改正の内容を反映する改正をあわせて行うものでございます。

詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で御説明を申し上げます。資料ナンバー1の11ページをお願いいたします。

第4条入居者の公募の方法でございます。第4条第1項に次の一語を加え、第4号、町のホームページでございます。現在の公募方法といたしまして、町のホームページを利用しているため、今回新たに追加するものでございます。

続きまして、第5条公募の例外でございます。

第5条第5号中、第3項第4項に第4項第5項に改め、整理事業の次に、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、密集地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業を加え、同条第7号中「または既存入居者もしくは同居者を」「、既存入居者または同居者」に、「により、」を「その他既存入居者または同居者の世帯構成及び心身の状況から見て」に改めるものでございます。

第5条におきましては、公募を行わずに入居できる者を規定しており、第5号は、対象となる整備事業を追加するもので、第7号は、DVや犯罪被害等により、既存の入居者が他の公営住宅に移れるようにすることを想定しております。

資料ナンバー12ページをお願いいたします。

第6条、入居者の資格でございます。

第6条第1項中、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号第21条）に規定する被害者等にあつては、第3号及び第4号を被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号第21条）に規定する被害者等東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号第19条）に規定する被災者等並びに福島復興再興特別措置法（平成24年法律第25号第27条）に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては、第3号及び第4号。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日までの間に限る）に改め、同項第3号中なものを削り、同条第2項に次の1号を加える。

第9号、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する被害者で、アまたはイのいずれかに該当する者。

アとして、犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（以下「犯罪等」という）により、収入が減少し生計の維持が困難となった者。

イ、現に居住する住宅またはその付近において、犯罪等が行われたことにより当該住宅に居住することが困難となった者。

第6条におきましては、入居するための資格を規定しており、第1項の改正につきましては、東日本大震災の被害者についての入居条件を緩和するもので、第2項9号につきましては、犯罪

被害者等の居住の安定を図る必要がある者に追加し、単身での入居を可能するものでございます。

続きまして、資料ナンバーの14ページをお願いいたします。

第7条、入居者資格の特例でございます。第7条2項を次のように改める。

第2項、法第8条第1項もしくは第3項、もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る町営住宅または法第8条第1項の各項のいずれかに該当する場合において、町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸しするため借り上げる町営住宅の入居者は、前条第1項各号（老人等にあつては同項第2号から第4号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第7条は入居者資格の特例を規定しており、近年、頻発しております災害に対処するための改定でございます。

次に、第9条、入居者の選定でございます。

第6項中、寡婦の次に、同じく（寡夫）を加える。

続きまして、資料ナンバー1の15ページをお願いいたします。

第11条、住宅入居の手続でございます。

第1項第1号中、保証人を連帯保証人に改め、同項中、第2号第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、前号の連帯保証人が保証する限度額は規則で定める。

第11条第3項中、保証人を連帯保証人に改めるものでございます。

今回の民法の改正により、賃貸借契約時に連帯保証人を求める場合は、極度額を定めなければ連帯保証人の効力が生じないこととなります。この見直しは、単身高齢者が増加していることから、保証人が確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じないよう、標準条例では、連帯保証人に関する規定が削除されております。しかしながら、標準条例で削除されたことになって、町の条例も連帯保証人の規定を削除しなければならないというわけではございません。

今回の民法の改正では、連帯保証人を求める場合は極度額を設定しなければなりませんので、この極度額があることによって、これまで、連帯保証人が保証する際の上限がなかったものが上限が定められるということになります。したがって、今回の民法改正は連帯保証人を守るものであり、連帯保証人の規定を削除する理由にはならないものと考えております。

また、限度額につきましては、別に規則で定めますが、入居当初の家賃の6カ月から12カ月程度を想定しております。これは、3カ月の家賃滞納で明け渡し請求ができることとなっているため、そこから催告や連帯保証人への納付指導依頼などの期間を考慮したものとなっております。

なお、この条例の施行日、令和2年4月1日以降に入居する者が提出する請書についてのみ極度額が設定されます。現在入居者の連帯保証人に対しては、極度額は設定されておりませんが、名義変更などで請書を新たに交わすと、極度額の対象というふうになります。

続きまして、第14条、家賃の決定でございます。

第14条に次の1項を加える。

第4項、町長は町営住宅の入居者、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に言う知的障害者（その他公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る）が、第1項に規定する収入の申告をすること、及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同法の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求、その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第14条は家賃の決定でございまして、通常、毎年度、入居者からの収入申告によって家賃を決定しておりますが、公営住宅法の改正で、認知症等により収入申告が困難な者に対しては、課税台帳等の書類の閲覧により収入の認定ができるようになったため、条例改正を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー16ページをお願いいたします。

第15条、収入の申告等でございます。

第15条第3項中、申告の次に、または法第34条の規定による書類の閲覧の請求、その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入を加える。前条と同様の内容による改正でございます。

続きまして、第19条敷金でございます。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項をただし書き中、未納の家賃を、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加えるものです。

第3項、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金その他の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。この案件につきましては、民法の改正に伴った新設となっております。

同じく、資料ナンバー17ページをお願いいたします。

第31条収入超過者に対する家賃でございます。

法第31条第1項中、14条第1項の次に、及び第4項を加え、同条第2項中、第8条第2項の次に、または第3項を加えるものでございます。

第1項につきましては、今回の第14条の改正に伴い、項の追加の条例改正を行うものでございます。

第2項におきましては、公営住宅法施行令の改正に伴う改正でございます。

続きまして、資料ナンバー18ページをお願いいたします。

第33条高額所得者に対する家賃でございます。

第33条中、第1項中及びの次に第4項並びにを加える。これも同じく、第14条の改正に伴い、項の追加の条例改正を行うものでございます。

続きまして、第34条住宅のあっせん等でございます。

第34条中、適当を「適切」に改め、同条項何中、「場合において」の次に「、」を加えるものでございます。これにつきましては、公営住宅管理標準条例の改正に伴うものでございます。

同じく、第35条期間通算でございます。

第35条第1項中、「当該他の」を「当該」に改め、同条第2項中、「規定の」を削る。

前条と同様、公営住宅標準条例の改正に伴うものでございます。

続きまして、資料ナンバー19ページをお願いいたします。

第36条第1項、同じく第39条及び第40条中、第14条第1項の次に、「もしくは第4項」を加えるものでございます。これも同じく、第14条の改正に伴い、項の追加の条例改正を行うものでございます。

資料ナンバー1、20ページをお願いいたします。

第42条住宅の明渡請求でございます。

第42条第3項中、年5分の割合を法定利率に改めるものでございます。これにつきましては、民法の改正に伴うものでございます。

議案書17ページにお戻りください。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。本案に対し御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 法改正により、一部町の条例を改正する必要があるということで説明を受けました。私は内容的にいいと思いますが、今回の条例改正により、幸子団地が、ちょうど今、改修事業を行っています。

移転があるときに、ちょっと今まで、過去と違う条件がいろいろ出ているので、この条例で、もう十分それが賄える、問題なくいけるのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

幸子団地が今後、令和2年から3年間の予定で改修を計画しております。今回の法改正につきましては3年後、改修後に対しての新しい改正となっておりますが、問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 冒頭に、民法改正と国が示した公営住宅管理標準条例に基づいてということだったんですけども、幾つか、そうであってもそうではないというような説明とかもありましたが、全体的に、この民法改正の精神ですね。それと、国が示したこの管理上標準条例の精神、それは、本町では、どこにどのように生かされているのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

今回の改正にいたしましては、民法上は、保証人はとらなくてもいいというふうなことになってございますが、吉富町においてはやっぱり、公費を使った住宅ということで、保証人さんがいない場合、前回の議会でも御説明いたしましたが、保証人さんがいない場合、住宅家賃の収入が未納というふうな可能性があります。現在も納付がおくれて、3カ月以上あった場合は、連帯保証人さんのほうに御連絡をさし上げてもらっていますし、その方に納付した事例もございますので、国のほうでは、とらなくてもいいということで、民法上はなっておりますが、うちのほうは、連帯保証人をつけることに問題があるわけではございませんので、今までどおりしたいというふうに。

それと、住宅の標準条例にかかわりましては、今まで、大震災があったときに改正等がなっておりますが、吉富町においては、それが該当しないということで、今まではしておりませんが、今回、大幅な見直しになったので、それにあわせて、以前の分も含めたところで、今回、標準条例に準じて条例改正を行うものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 幾つかあるんですけども、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれないんですけどね、その標準条例の中の大きな体制というんですか、変わった点として、単身者の入居が可能になったということを知っているんですけども、それは今回、この本町での条例改

正の中に、これずっと聞いてたんですけどね、よくわからなかったんですけど、あるのかどうかというのが1つですね。

それから、先ほどの連帯保証人は、町の考え方としてそうなんだなというふうに思いましたけれども、資料ナンバーのこの新旧対照表の15ページの、第11条の3項ですかね。町長は特別の事情があると認めるものに対しては、この連帯保証人は要らないと書いてあるんですけども、これは以前も、連帯保証人と保証人の違いはあるんですけども、こういうものがあります。これはどういう事例を想定していらっしゃるのでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 岸本議員が言われた単身赴任者の件でございますが、今現在、標準条例が、入居者資格から単身者、同居者要件を削除し、単身者の入居が可能というふうにはなっております。今回の標準条例の改正でございますね。この改正は、本町におきましては、今現在、入居できる住宅が少ない状況で、保護どおりの入居条件を削除すると、特に、居住の判定を図るべき老人や障がいを持つ方などの入居が困難になるおそれがあります。住宅の空きがないから、現状ですね。そのため、今回は同居要件を、今現在は維持しております。

今後、幸子団地等の改修を今、控えておりますし、その他の住宅の老朽化が進んでいるやつの改修等も踏まえたところで、改修や建てかえが終わった場合、今度は、今の住宅の建て数がふえますので、そのときの応募状況を見れば、今後、単身等同居要件を外したところも検討する必要があるというふうには考えております。

それと、入居条件の手續に、町長からの特別の事情ということになっておりますが、この場合は、連帯保証人の連名が必要としないというのは、緊急やむなしという場合もあると思いますが、今現在、うちのほうで、住宅の空きがございませんので、ちょっと済みません。この分の連帯保証人を連署を必要としない町長が認める特別な事情というのは、今現在のところ、済みませんが想定をしてございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 委員会で、ちょっといろいろ聞きたいなと思うんですけど、ひとつ、今回の改正とは違うんですけど、これ読みながらあれっと思ったのが一番最後です。第42条の3項ですね。21ページの最後のほうなんですけど、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができるとなっているんですけど、この2倍に相当する額以下だから、2倍以上とったらいけませんよということですよ。でも、2倍に近いお金をとっていいということになるんですけども、この2倍というのの根拠は何かあるんですかね。

先ほど、年5分の割合が法定利率に変わったのは、これ民法の改正の結果だということだった

んですけど、ここのところがちょっと私わからなかったので、今回の改正とは違うんですけど、わかればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

この2倍に相当する額を徴することができるというのは、済いません。ちょっと調べてないんですが、公営住宅法等に載っているのがそのまま残っているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第8. 議案第10号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第10号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

議案第10号につきましては、3月2日の議会本会議において執行部から説明がありましたが、執行部の方で、説明を加えることがもしあれば、挙手を挙げてお示しください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号は、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第8号）については、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第9. 議案第11号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ

いて

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第11号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ、7ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

8ページ、9ページ、10ページまで、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。

日程第10. 議案第12号 令和元年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第12号令和元年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に、4ページ事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出。7ページ、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号令和元年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第13号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第13号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ。補正予算明細書5ページまで、以上、補正予算全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第14号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第14号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ。補正予算明細書5ページまで、以上、補正予算全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと1点だけ教えてください。

今、下水道の工事をずっとやられていますけど、今、進捗状況とか、おこなわれているとか、何かそういうのは聞いていますか。ありますか。

○上下水道課長（和才 薫君） 現在の進捗状況でございますが、予定よりも、ほとんどの工事

が先行して行っております。

1点、先般、繰り越しをいただきましたものにつきましては、今、着工に向けて準備を進めている状況でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第15号 令和2年度吉富町一般会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第15号令和2年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第15号につきましては、3月2日の議会本会議において執行部からの説明がありましたが、執行部のほうで、説明を加えることがございましたら、挙手をさせていただきます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） なければ。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和2年度吉富町一般会計予算については、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第14. 議案第16号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第16号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、5ページ、6ページ。事項別明細

書総括歳入7ページ。同じく総括歳出。歳入8ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 国保加入世帯数とその人数、わかれば、そのうち、18歳以下の子供たちが何人いるか。それから、短期に保険証の発行数と資格証明書の発行数、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答え申し上げます。

まず最初に、世帯数につきましては899世帯、1,444人となっております。18歳以下の年齢につきましては、手元に資料がございません。それと、短期保険証につきましては、17世帯31名に交付しております。資格証明につきましては1世帯、1人の方に交付しておりましたが、2月21日に分納誓約をいただいたので、資格証から短期証のほうに変更となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 8ページございませんか。9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、歳入全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど、いろんな数を聞いたんですが、昨年と比べるとかなり減少しているんですけど、減少傾向にあるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

原因につきましては後期のほうがその分、後期高齢者のほうに移行して、後期がふえているような現状となっております。国保の方は、若干、年々ですね。それと第2次ベビーブームのときの人口が2025年に来るんで、その関係で、今からもう年々、今現在は国保が減り、後期高齢者がふえるというふうな状況になってございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳入全般について、ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出に入ります。

13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、歳出全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） では、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、給与費明細書、20ページ、21ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ。

次に、29ページ、保険給付に係る内訳書まで。以上、予算書全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第15. 議案第17号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第17号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入。6ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これについても、加入者数と、そのうち、75歳未満の人数をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

全体で吉富町は1,078人。うち、特別徴収者が747人、1回でも普通徴収がある方は331人です。特別徴収の中の75歳未満につきましては26名というふうになってございます。以上です。

○議長（是石 利彦君） 6ページはほかにいいですか。7ページ、8ページ、歳入全般について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

9ページ、10ページ、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第17号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第16、議案第18号 令和2年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第18号令和2年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、次に5ページ。事項別明細書総括歳入、6ページ。同じく総括歳出。次に歳入、7ページ、8ページ、9ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。10ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほども補正予算で減額補正がなされてたんですけども、借りたという意思があって、申し込んだけれども、何らかの理由で断られたというような方はいらっしゃいますか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 過去、私が行って6年目になりますが、今年度ですね、3名の方から、たしか申し込みがありました。ただ、この奨学金は、ほかに奨学金を受けている場合は貸しつけられないということで、1名の方がスポーツ奨学生で、学校から奨学金が出るということで、1名は貸しつけられなかったということがございます。ほかはございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一般質問等で聞くことかもしれないんですけど、今、全体的にね、子育てのお金がないというのは一般的に言われていますし、実際そうだろうと思います。けども、想定しているよりも借りる方が少ないということの中には、やっぱり、何かそこに原因があるんじゃないかなと思うんですよね。制度そのものに。そこら辺について何か、ここが、これを

改善したらいいんじゃないかとか、何か考えておられることありますか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

過去、議員さん方から一般質問等で、最近貸しつけが少ないわという御質問があった中で、なかなか、この貸しつけが減少している原因というのは、申請がない人に、どうしてですかねというお話を聞くことがまずできないということと、窓口に来られた方には、貸しつけの申請に来られた方には、いろいろ聞く中で、特に、この制度、うち無利子でもありますし、吉富町は非常にいい制度があるというところでは聞いております。

ただ、1点ちょっと考えられるのが、高校生が貸しつけが最近ないんですが、学校のほうから紹介で、高校生には別に、奨学金の申し込みが全国の奨学生に対してというところで、公益財団法人の県の教育文化奨学財団のほうからの奨学金があるんですが、そちらの貸しつけが、やっぱり近年、吉富中学校でも、やはり10件前後があるんですね。やっぱり、そういうものを活用している人もいらっしゃると思います。

教育委員会の中で、減少しているのはどうしてかねというような協議をする中で、改善というか、今後の課題としまして、今現在、1年に1回、3月時の貸しつけになっております。その中で、今後についてはやはり、年間の途中で経済状況等が変わる方もいらっしゃいますので、そういう方についての奨学金の貸しつけについては、やはり検討していくべきかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 前回、私のほうからもちょっと一般質問とかでやったんですけども、今年度の新しい体制の中で、貸しつけの金額を渡す時期ね。一番最初に渡す時期を、入学後ではなくて入学前に何ぼかやったらいいんじゃないかという案を出していたんですけど、今回、そういう形は入っていますか。ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

一般質問で支度金というようなものというか、前倒しでということはございましたが、今回の令和2年度の当初予算につきましては、例年どおりの予算の計上の仕方となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、総務文教委員会に付託したいと思っておりますこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号令和2年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第17. 議案第19号 令和2年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第19号令和2年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

予算書1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記3ページ。予算実施計画収益的収入および支出4ページ、5ページ。資本的収入及び支出、予定キャッシュ・フロー計算書6ページ。給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ。債務負担行為に関する調書10ページ、11ページ。予定貸借対照表12ページ、13ページ、予定貸借対照表（前年度分）14ページ、15ページ。予定損益計算書（前年度分）16ページ。次に、予算明細書、収益的収入及び支出17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。資本的収入及び支出21ページまで、以上、予算書全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回、配水池、給水塔とか呼んでいるところですけど、先日、あそこに広告を打つという形で説明をしました。あのときは一応、町のアピールをするためだけだったんですけど、例えば、この広告を上げてはどうかという話もしてたんですけど、今後はどうなるのかな。こっちに入ってくるわけですかね。もしそういう形になった場合。ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 山本議員おっしゃいましたそういった広告料の収入につきましては、大変いいことだと思っております。

今現在、まだ一般会計のほうとも、詳しく詰め協議を行っておりませんので、今後、どういった形で広告を打つのか、また、やるのかやらないのか、どちらの収入にするのかということは

今後詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号令和2年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第18. 議案第20号 令和2年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第18、議案第20号令和2年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

予算書1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記3ページ。予算実施計画、収益的収入及び支出4ページ、5ページ。資本的収入及び支出、予定キャッシュ・フロー計算書6ページ。給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ。債務負担行為に関する調書10ページ、11ページ。予定貸借対照表12ページ、13ページ。予定貸借対照表（前年度分）14ページ、15ページ。予定損益計算書（前年度分）16ページ。次に、予算明細書、収益的収入及び支出17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 先日、担当課長のほうから、下水道率、接続率といいたまいますか。それを少し上げたいということで、今回新たに、予算の説明がありました。

29節の排水、いわゆる接続率の助成金ですね。113万4,000円ですかね。これ、なかなかいいことだと思うんですけども、今後どのように告知をして、どのようにこの制度の認知度を高めていくのか。担当課長の決意をお聞かせください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） この制度につきましては、全協のほうでも説明をさせていただきましたが、まず、3年間のサンセット方式をとらせていただいております。ですので、まずはこの3年間、一生懸命PRをした上で、何とか水洗化率の向上に向けて努力をしたいと思っております。

具体的には、当然チラシ、パンフレット等を策定いたしまして、全戸配布もしくは広報での周

知をまず一番にやろうと思っております。それにあわせて、毎回、下水道の工事を行う際には、地元説明会をやっております。そのときに、強くこういった制度がございますのでという形でPRをあわせていきたいと思っております。

主には、そういった場面で使おうと思っております。また個別に、今現在、まだ下水道が普及しておりますが、つないでいただいていないようなお宅で、かつ、これに該当するような方につきましては、個別の訪問というのも視野に入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） やはり、29節の報償費の中の受益者負担金一括納付報奨金についてなんですけど、先ほどの補正予算では、この部分は減額補正がなされていまして。この予算書ではどの程度というか、何世帯と言うんですかね、見込んであるんでしょうか。そしてなお、一括される方というのは、どういう状況でしょうか。ふえているんでしょうか、減っているんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

まず、この予算につきましては、今年度は181戸の方が対象と見込んでおります。ちなみに、報償費ですので、最初は100%、皆さんがこの報償費を使って納付いただくという形で当初予算は上げさせていただいております。先ほど言いました補正予算につきましては、もう、確定値が出ましたので、それぞれ減額をさせていただいたということでございます。

それと、一括納付の推移でございますが、近年、15基を、1基目ですね。第1基目20%の割引がきく方たちの納付というのがぐっと伸びてきておりまして、全体の対象者の50%ぐらいの方が、この一括納付の1年目を活用されているという状況でございます。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 新年度予算についてお尋ねいたします。

毎年、年度末に工事が集中いたしまして、業者がなかなか受注しにくい状況がありますので、今年度は期間を分けてやるというような方向性は考えていらっしゃいますか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

これまでも、ぜひそういった形でやりたいというふうには思っておりましたが、なかなか人員の配置、また職員の技術力がなかなか届かないところがありまして、できておりませんでした。

今年度につきましては、予定としましては、専門職が、まだ配置は決まっておりますが、入

ってくるということですので、そういった方々の力を借りながら、全体を2期ぐらいに、早く出す工事と、例年どおり、秋口に出す工事の2つに分けて、なるべく、十分な工期と優良な業者さんにとってもらえるような体制で発注したいというふうに考えておりますし、努力をしたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 先ほど、同僚議員が接続率アップの一助として、29節のことについて決意を担当課に聞かれましたけど、それに附帯しまして、私もこの接続アップについて、強化月間等の集中した取り組みをするようなことを、担当課は考えてないでしょうかという質問です。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

年間を通じて努力いたしますので、特段の集中月間等は、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 資本的収入および支出21ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号令和2年度吉富町下水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

議員各位には、この後直ちに議員控室にお集まりくださいますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午前11時34分散会
